

○文部科学省告示第号五四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年六月五日

文部科学大臣 阿部 俊子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称		B F a s t （アツトウシ（樹皮衣））		B e u t e l f ü r R i n d e （サラニプ（編袋））	T r a g e t a s c h e （ケトウシ（かばん））	H o l z l ö f f e l （カस्प（杓子））	K o r b d e c k e l （ルサ（草製皿））	M e s s e r （マキリ（小刀））
指定をした日	令和七年六月五日			同右	同右	同右	同右	同右
指定の有効期間	令和七年六月五日から令和七年十二月十一日			同右	同右	同右	同右	同右
指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	国立アイヌ民族博物館 館長 佐々木 史郎 北海道白老郡白老町若草町二―三―一			同右	同右	同右	同右	同右
指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間	国立アイヌ民族博物館 北海道白老郡白老町若草町二―三―一 令和七年七月五日から令和七年十一月十六日まで			同右	同右	同右	同右	同右

K e l l e (十能)	A n g e l (ヤマデ)	H a r p u n e (マレク (突鉤))	S c h w e r t (木刀)	H a r p u n e s p i t z e (キテ (離頭鉾))	B a s t s c h u h e (シトウカプケリ (草履))	H o l z h a c k e (木鋏)	H a n d t u c h h a l t e r (手ぬぐい掛け)	B a s t t a s c h e (カロプ (小物入れ))	N e t s u k e (根付)	M e s s e r s c h e i d e (小刀鞘)
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

O h r i n g p a a r (ニンカリ(耳輪))	同右			同右
O p f e r s t a b (イナウ(木幣)) (a)	同右			同右
O p f e r s t a b (イナウ(木幣)) (b)	同右			同右
O p f e r s t a b (イナウ(木幣)) (c)	同右			同右
S t r o h m a t t e (チタラペ(花ござ))	同右			同右

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	Schurz（マエタレ（前掛け）（模型））				
	Wadenwickel（ホシ（脚絆（模型））（b））	同右	同右	同右	同右
	Wadenwickel（ホシ（脚絆（模型））（c））	同右	同右	同右	同右
	Kindergürtelgehä	同右	同右	同右	同右
	Tierfigür（Spielzeug）（玩具）	同右	同右	同右	同右